

財団法人三重県下水道公社
経営計画

～効率的な事業運営と安定した経営基盤の確立を図るために～

平成25年3月

目次

はじめに.....	1
1. 計画の意義.....	2
(1) 計画の目的.....	2
(2) 計画の期間.....	2
2. 基本運営方針.....	2
3. 計画の体系と実施事業.....	3
(1) 経営計画の体系と実施事業の関係.....	3
(2) 主要な個別事業の実施.....	3
1) 流域下水道維持管理業務.....	3
2) 汚泥処理業務.....	8
3) 普及啓発施設管理業務.....	9
4) 普及啓発業務.....	9
5) 調査研究事業.....	10
6) 研修事業.....	10
7) 県市町支援事業.....	10
8) 排水設備工事責任技術者認定事業.....	10
4. 経営基盤の確立.....	11
(1) 技量の安定と人材確保.....	11
(2) 職員構成と組織運営.....	11

はじめに

財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）は、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うとともに、三重県が設置する流域下水道の維持管理業務を受託することにより、三重県及び県内市町の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、昭和62年7月に設立されました。

設立に伴い、北勢沿岸流域下水道（北部浄化センター）の管理業務の受託を開始し、その後、平成5年4月から中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸浄化センター）、平成8年1月から北勢沿岸流域下水道（南部浄化センター）、平成10年4月から中勢沿岸流域下水道（松阪浄化センター）、さらに平成18年6月から宮川流域下水道（宮川浄化センター）の管理業務を受託し、継続して管理業務を実施しています。

平成18年4月1日からは新たに指定管理者として管理業務を受託し、平成21年4月1日から平成26年3月31日までは継続して指定管理者の指定を受け、これまでの業務経験から蓄積されたノウハウを活かした施設・設備の的確な把握、効率的・効果的な運転管理、水質管理、修繕業務、危機管理対応などを行うことにより、適切な業務の履行に努めています。

現在、三重県における下水道普及率（平成23年度末）は47.4%で、全国平均の75.8%を大きく下回り、整備が遅れているものの、一方で既存施設（処理場、ポンプ場、管路）の老朽化が懸念され、今後、計画的な更新・修繕等が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、県・市町下水道担当部局等の計画、要望等も十分に反映したうえで、今後の公社としての果たすべき役割、方向性を当経営計画において明確に示し、より適切な運転管理に努めるとともに、効率的な事業運営と安定した経営の基盤を確立することにより、下水道事業を取り巻く社会情勢の変化に対応できる公社を目指していきたいと考えています。

また、公益法人制度改革関連三法と非営利法人税制が全面的に施行されたことを踏まえ、新たな組織（公益財団法人）への移行手続きを進め、移行後は公益財団法人としての責任を果たしてまいります。

平成25年3月
財団法人三重県下水道公社
理事長 北川 貴志

1. 計画の意義

(1) 計画の目的

この計画は、今後、公社として果たすべき役割や方向性を明確にし、より適切な運転管理に努めるとともに、効率的な事業運営と安定した経営基盤の確立を図るため、現状における公社事業の課題や問題点を整理し、個々の取組を体系的にまとめることを目的としています。

(2) 計画の期間

この計画の策定期間は平成24年度から30年度までの7年間とし、段階的に各事業における個々の取組を実施していきます。

2. 基本運営方針

南北に長い三重県は沿岸部に都市が点在し、生活排水、工場・事業場排水（以下「事業場排水」という。）の大部分は伊勢湾へ放流されます。三重県において排水処理の基幹施設である流域下水道は、豊かな伊勢湾を次世代へ繋ぐための重要な施設です。

また、施設の建設・整備には長い時間が必要であり、整備後の維持管理費用は受益者である利用者が負担することで成り立っています。

貴重な社会資本である下水道施設を持続可能な事業として、長期間にわたって適切に維持できるよう、我々は「安定した水処理と継続的なコスト削減の追及」を基本運営方針とし、さらに5つの運営方針を掲げ、受益者の方々のご理解、ご協力を得ながら事業を進めていきます。

1) 放流水質規制基準値の遵守による公共用水域の水質保全及び改善

放流先水域の生態系への影響を考慮し、豊饒な水環境の維持に寄与します。

2) 設備・機器の計画的な点検、修繕、更新による施設の適正管理

予防保全的な考え方で施設の延命化を図るとともに、改築・改善に向けて積極的に提案をしていきます。

3) 創意工夫による効果的、効率的な運転管理による管理コストの削減

現場の運転管理に関する調査研究を行い、現場に展開させることにより、管理コストの削減に努めます。

4) 関係機関の連携による危機管理の強化

危機発生時においても関係機関との迅速な連携により、安定した水処理を行います。

5) 行政機関への支援

下水道に関する課題について、公社のノウハウを活かし、問題の解決に寄与します。

3. 計画の体系と実施事業

(1) 経営計画の体系と実施事業の関係

経営計画の体系図については、別表1のとおりです。

(2) 主要な個別事業の実施

実施事業とその事業の計画については、以下のとおりです。また、本経営計画のロードマップは別表2のとおりです。

1) 流域下水道維持管理業務

① 放流先水域の水質の維持

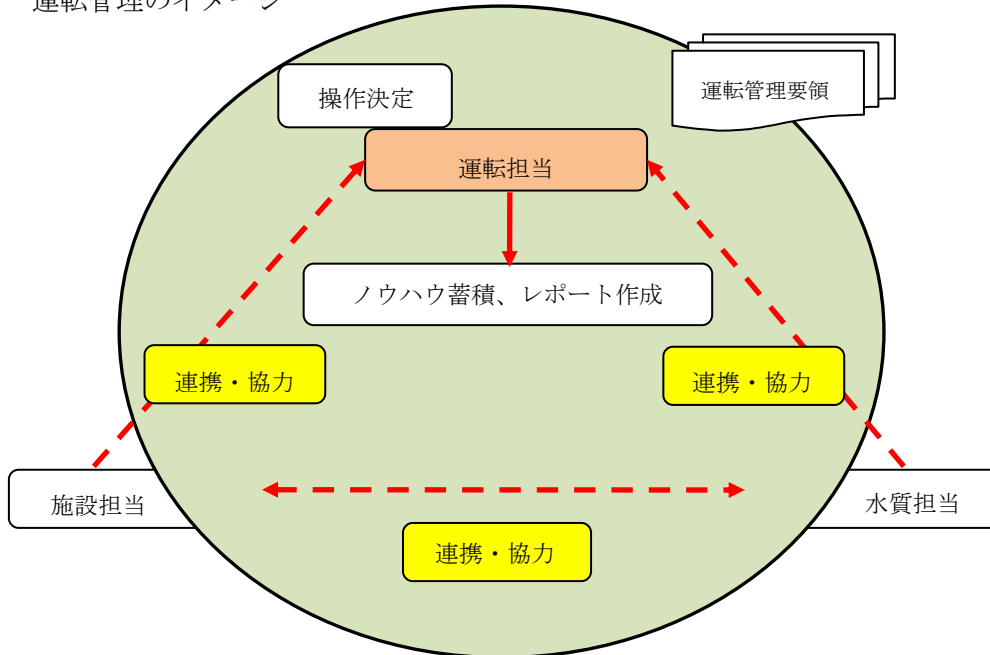
公社が管理する処理場は、閉鎖性水域である伊勢湾に処理水を放流しています。

豊かな漁場及び水産資源を確保する観点から、排水基準を遵守し良好な放流水質を維持します。

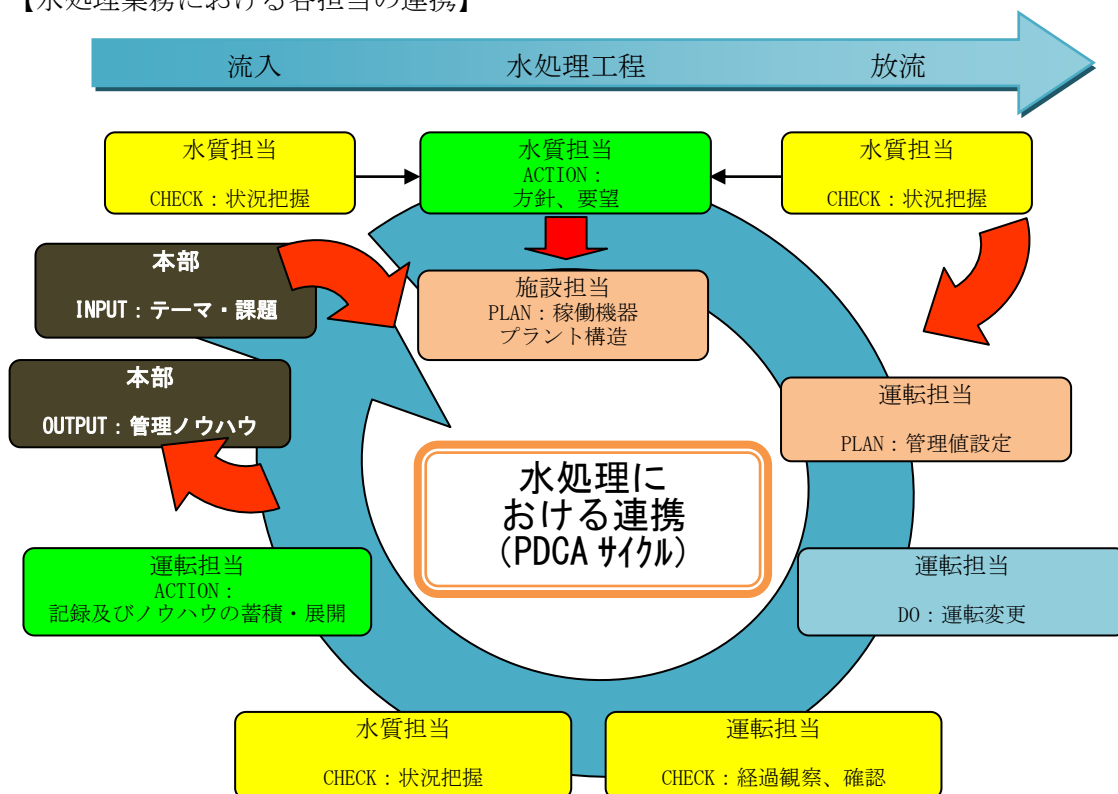
② 運転管理体制の強化

効率的な業務執行を進めるため、新たに運転担当を設けるとした組織の改編により、運転担当、水質担当、施設担当の密接な連携に基づく運転管理体制への移行を目指します。また、職責を明確にし、職員一人ひとりが自らの責任・役割について認識し、当事者意識をもって能動的、機動的に業務を遂行できるような体制とします。

運転管理のイメージ



【水処理業務における各担当の連携】



③ 業務内容の見直しによる機能強化の推進

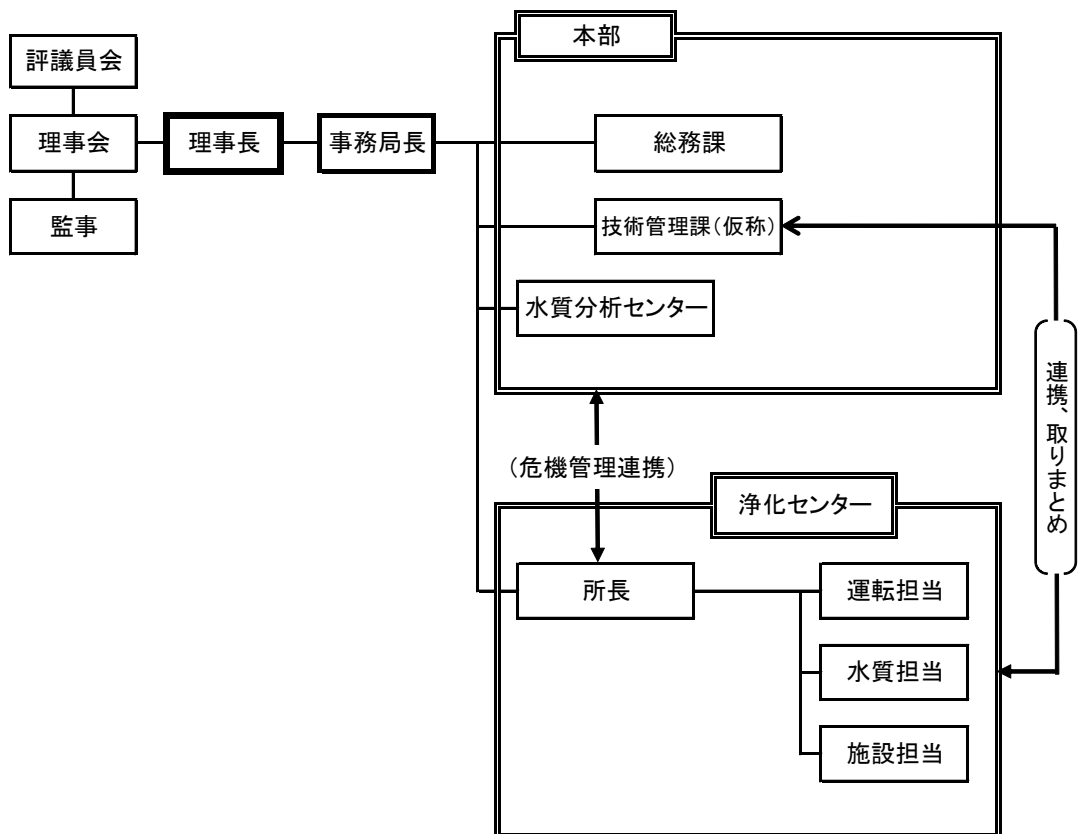
基本運営方針に掲げる「安定した水処理と継続的なコスト削減の追及」を実現するには、運転、水質、施設担当者の連携が非常に重要な要素であるとともに、日々刻々と変化する流入状況に対応して、こまめに水処理施設の運転操作を行うことが必要です。

そのため浄化センターでは、今まで以上に迅速な状況判断が求められてきていることから、簡易測定や状況把握を重視した試験を実施するなど、収集するデータの有効性や結果判明までの時間短縮を考慮した水質試験項目へ見直しを行います。

また、手分析を補う意味での各種自動測定機器、稼働施設の信頼性を維持する観点から、水質担当だけでなく、施設担当についても各担当が必要な業務内容を精査し、全体として機動性が確保できるように機能を強化します。

また、本部に浄化センターの技術部門を取りまとめる組織を新たに設置し、連携強化を図ります。

財団法人 三重県下水道公社 組織連携のイメージ



④ 運転管理技術の確保と向上への取組

各浄化センターに有資格者を配置するとともに、各浄化センター独特の運転管理方法や運転管理記録の保存、継承を行い、専門技術を身につけた職員による調査研究を各浄化センターで実践してフィードバックすることにより、継続的な技術力の向上に努めます。

ア) 有資格者の配置

処理場の維持管理に不可欠な資格として、下記の資格を位置づけ、有資格者を確保するために計画的な職員採用や資格取得奨励策を実施していきます。

- 電気主任技術者（第2種、第3種）
- 環境計量士（濃度関係）
- 下水道技術検定（第3種）

イ) 運転管理要領の充実

各浄化センターの運転管理（水処理・汚泥処理）に関する運転管理要領を充実させます。

この運転管理要領は、浄化センター固有の特徴にも言及した運転管理の実践書として、運転管理担当の技術力を確保するものです。

ウ) 詳細な運転管理履歴の保管

運転変更を行った際の詳細な運転管理の履歴を保管することにより、トレーサビリティの確保、向上に努め、運転方法の改善など調査研究に活用します。

⑤ 外部委託の活用

維持管理の品質や主体性を担保しつつ、外部委託の仕様や枠組みについて、検証のうえ効果的に活用していきます。

⑥ 危機管理のための取組

ア) 悪水流入時の原因究明とその後の対応

流域関連市町の協力を得て、流域関連公共下水道のマンホールから採水し、浄化センターへ流入する汚水の分析を行い、悪水流入の有無を調べます。

また、流入後の水処理については、具体的な手順を記載したマニュアルに基づき、対応します。

イ) 不明水等による流入量増加時の対応

不明水等による流入量増加時には、具体的な手順を記載したマニュアルに基づき、対応します。また、県、市町、公社で構成する連絡協議会等を活用し情報の共有を図り、幹線流量情報、雨天時の市町幹線におけるマンホールポンプ稼働状況などから不明水の多い地域を絞り込み、不明水の原因究明調査を行うとともに、対策を協議します。

ウ) 下水道事業継続計画（BCP）の策定

関係部署との連携を前提とした下水道事業全体における事業継続計画の策定に参画いたします。また、公社は平成 25 年度末を目途に処理場機能維持、回復に関する事業継続計画の策定を行います。

- ・地震、津波等の自然災害編
- ・伝染病等の人的被害編
- ・処理場施設の重大事故、悪水混入による処理機能の低下等

⑦ 施設延命化への取組

ア) 長寿命化計画策定への参画

県が実施する長寿命化計画の策定について、維持管理側からの情報提供を行うなど、積極的に参画します。

イ) 予防保全と運転時間の平準化

県の改築計画及び長寿命化計画と連携した予防保全計画の策定を行い、計画的に点検や修繕を行っていきます。対象は機器単体だけでなく、補機類も含めた施設・設備としての機能・性能を長期間維持できるような整備を行います。

また、予備機を含め複数台設置されている機器の運転は、稼働時間等に偏りが無いようにします。

⑧ 運転管理技術の調査研究

現場で創意工夫が実施できる環境を活用し、継続的な実験運転を試み、運転管理の技術向上を図っていきます。また、他の地域における処理場運転管理の参考となるよう技術レポートを作成し、公表していきます。

2) 汚泥処理業務

① 安定的な汚泥処理業務の推進

現在の汚泥処理業務は、脱水した汚泥をセメント原料として再利用する方式を採用し、全ての浄化センターの汚泥を一括処理しています。

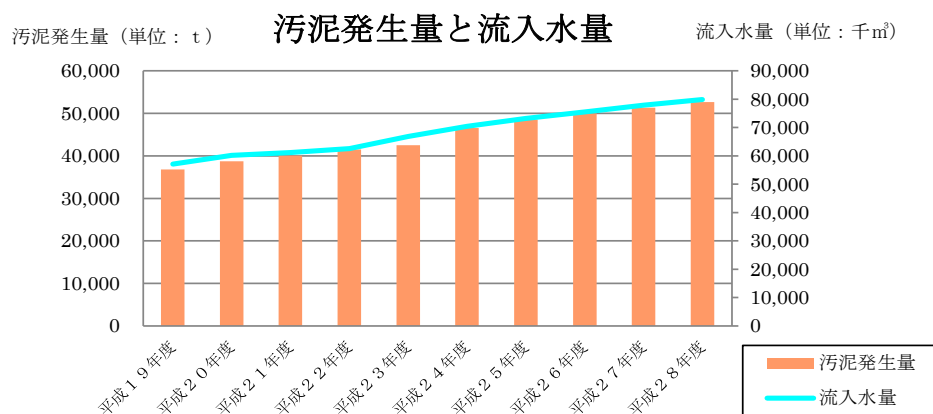
そのため、汚泥脱水から場内貯留、搬出作業、収集運搬、処分までの一連の汚泥処理が円滑に遂行できるよう、それぞれの浄化センターの能力や規模に応じて処理計画を策定し、定期的に公社・処理業者・運搬業者間で提案、調整を行いながら、業務改善を図っていきます。

② 県との協働による今後の汚泥処理の検討

公社は流域下水道管理者の補助者として汚泥処理業務を行っていますが、汚泥発生量は年々増加しており、今後も引き続き増加することが予測されます。

今後、三重県が下水道行政における中長期的な汚泥処理の検討を行っていくなかで、現場の運用に基づいた汚泥発生量の予測等の技術的な支援を公社が行うとともに、汚泥の発生抑制、有効利用について県の担当部署と協働で検討していきます。

(参考) 汚泥発生量の推移



3) 普及啓発施設管理業務

ア) 啓発内容の見直し

場内展示物及び啓発物品、啓発方法の見直しを行い、利用者の下水道に対する関心が高まるよう工夫します。

イ) 啓発イベント会場としての活用と新たな利用価値の検討

公社主催の啓発イベント会場のひとつとして、当該施設を活用していきます。

また、時代の変化や顧客ニーズの多様化、経年劣化による影響を検証し、施設自体の新たな利用価値を関係者と協力して検討していきます。

4) 普及啓発業務

下水道は、ひとたび接続してしまえば、その受益を実感しにくいこともあり、普段から下水道に関する関心を持ってもらえるような啓発活動を県や市町とも協働して実施していきます。

① 施設見学者増への取組

ア) 目標の設定と見学誘致活動の実施

施設見学者の年間目標を設定し、周辺他施設を含めた見学コースの設定を行い、関係市町、教育委員会及び各学校へ誘致活動を行います。

イ) 受入体制の充実

見学シーズンにおける説明要員を応援する体制の拡充などを図り、見学者のニーズに応えられるようにします。

② 啓発イベント、既存メニューの見直し

ア) 関係機関の主催する啓発イベントへの出展

県及び関係市町が主催する啓発イベントなどへ出展を行い、下水道知識に理解を深めるきっかけづくりに努めます。

イ) 見学メニューの開発

浄化センターでしか体験できないメニューを用意し、魅力ある見学場所とするための企画・立案を行います。

ウ) 地域特性を踏まえた公社主催の啓発活動

各処理区内の課題や実情（普及状況や主な問題点等）を踏まえ、9月10日の「下水道の日」等における啓発活動を実施していきます。

5) 調査研究事業

基本運営方針に掲げる「安定した水処理と継続的なコスト削減の追求」に資するため、日常的な維持管理を行うための技術研究を行います。

この研究は、維持管理をしているからこそできる既存施設の稼働等を工夫し、効率化運転を実験的に行うことにより、運転管理技術の改善及び職員の技術力向上を図ります。また、その成果をレポートに作成のうえ、発表することにより公益性に寄与します。

6) 研修事業

処理区内の学生を中心とした、次世代の下水道技術者の養成を積極的に実施していきます。

① インターンシップ研修生の受入れ

次世代を担う学生に対して企業体験をする機会を設け、下水処理場での実務を通じて、下水道事業への関心を深めてもらい、将来の技術者として育成するインターンシップ研修を実施していきます。

② 下水道関連職員研修

流域下水道、流域関連公共下水道事業に従事する職員を対象として、維持管理の現場の実状や問題点を共有し、効率的な維持管理につなげるための現場研修会や運転説明会を実施し、関連職員の知識や技術の幅を広げるための活動を行っていきます。

7) 県市町支援事業

県及び市町の関連業務や事務の負担軽減について、積極的な提案を行っていきます。

① 事業場排水の分析と指導補助

流域関連市町の固有事務である事業場排水の指導に関連して、緊急時の場合、当該事業場から排出される排水の水質分析業務の受託及び計量証明書発行並びに当該事業場へ指導がある場合の指導補助を行います。

② 県発注建設工事の支援

県が発注する処理場及びポンプ場施設の設置工事及び更新工事が円滑に進むよう支援をしていきます。

8) 排水設備工事責任技術者認定事業

当該事業は、県内の市町で個別に実施されてきた責任技術者試験等について、平成10年5月、三重県市長会長及び三重県知事から当社に対して責任技術者試験及び更新講習等における統一実施の要請がなされ、これにより資格認定事業を県内統一で実施しています。このようなことから、今後も継続して当該事業を実施していきます。

4. 経営基盤の確立

業務量に見合った定員の適正化及び職員年齢構成の平準化を目標として、専門技術の継承を行いながら、必要な公社正規職員（プロパー職員）の雇用を進めるとともに、総人件費の増加抑制に努めます。

（1）技量の安定と人材確保

県からの人的支援が縮小することをふまえ、現場の技術職員はプロパー職員の増員や内部人材の積極的活用により、技術の安定・継続化を図ります。

なお、処理場の維持管理に不可欠な資格者として、下記の資格を位置づけ、この資格者を確保するために計画的な職員採用や資格取得奨励策を実施していきます。

- 電気主任技術者（第2種、第3種）
- 環境計量士（濃度関係）
- 下水道技術検定（第3種）

（2）職員構成と組織運営

① 人材育成

今後、公社がさらに自立していくため、雇用したプロパー職員は、配置転換による様々な職務を経験させることにより、将来責任のある地位へ登用できる仕組み及びその方法を検討していきます。

② 定員適正化と総人件費の抑制

業務量、業務内容に見合った定員の適正化を図るとともに、業務の効率化等により総人件費の増加抑制に努めます。

③財務計画の策定と事業計画への反映

公社の財政的基盤の安定を図るために財務計画の策定を行い、個別の事業計画に反映していきます。